

益城町障害児保育事業補助金交付要綱(平成15年3月24日告示第13号の1)

最終改正:平成22年9月24日告示第64号

改正内容:平成22年9月24日告示第64号 [平成22年9月24日]

○益城町障害児保育事業補助金交付要綱

平成15年3月24日告示第13号の1

改正

平成20年3月31日告示第31号の1

平成22年9月24日告示第64号

益城町障害児保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 障害児の保育を実施している保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定により認可を受けた保育所に限る。以下「認可保育所」という。))に対し補助金を交付するものとし、その交付については、益城町補助金等交付規則(平成22年益城町規則第16号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象児童の定義)

第2条 障害児保育に該当する対象児童は、次に該当する者とする。

- (1) 保育に欠ける障害児で、集団保育が可能で日々通所できる児童
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳の所持者又はこれに準ずる障害があると町長が認めた児童

(事業の実施)

第3条 事業を実施する認可保育所(以下「実施保育所」という。))は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士のほか、事業の実施のために必要な保育士を配置しなければならない。

2 実施保育所に受け入れる対象障害児の数は、対象障害児と健常児との集団保育ができる範囲内の人数とする。

3 実施保育所における対象障害児の保育は、対象障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うものとする。

(承認協議書)

第4条 実施保育所は、対象障害児を入所させる際、障害児保育事業承認協議書(別記様式)を提出し、対象障害児の処遇について協議しなければならない。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条第1項に規定する保育士を配置した場合の人件費とする。

(補助基準額及び補助金の額)

第6条 補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の月額(以下「補助月額」という。))は、月初日の対象障害児の人数に別表に掲げる区分に応じた補助基準額を乗じて得た額とする。

3 補助金の額は、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助月額の合計額を比較して少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとするときは、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要と認める書類

(補助金の支払方法)

第8条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第31号の1)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日告示第64号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	対象となる等級等	補助基準額(月額)
中度以上	ア 第2条第2号に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。) イ 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の1級・2級の交付を受けた児童 ウ 熊本県療育手帳交付要項に基づき療育手帳のA・B1の交付を受けた児童	75,640円
軽度	ア 上記以外の身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた児童 イ その他障害があると町長が認めた児童	36,559円